

静岡県水産業振興事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、水産業の活性化と振興を図るため、水産業振興事業を実施する市町、市町又は水産業協同組合が組織する団体、水産業協同組合及び水産業従事者が組織する団体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「水産業活性化対策事業」とは、静岡県水産業の推進及び活性化を図る事業で別表1に掲げる事業をいう。
- (2) この要綱において「水産業振興対策特別事業」とは、活力ある静岡県水産業の振興を図る事業で別表1に掲げる事業をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 水産業活性化対策事業 別表1のとおり
- (2) 水産業振興対策特別事業 別表1及び別表2のとおり

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 設計図書（工事を実施する場合に限る。）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（別表1に定める重要な変更に限る。）をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更（別表1に定める重要な変更に限る。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格が1件50万円以上の機械及び器具については、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

- 提出書類 各1部
- ア 変更承認申請書（様式第4号）
 - イ 変更事業計画書（様式第2号）
 - ウ 変更収支予算書（様式第3号）
 - エ 変更設計図書（設計変更を伴う工事を実施する場合に限る。）

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(様式第5号)
- イ 事業実績書(様式第2号)
- ウ 収支決算書(様式第3号)

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日まで

第8 概算払の承認申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 概算払承認申請書(様式第6号)
- イ 工事等出来高明細書(様式第7号)
- ウ 資金状況調べ(様式第8号)

(2) 提出期限

別に定める日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第9号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日まで

第10 概算払の請求手続

(1) 提出書類 各1部

- ア 概算払請求書(様式第9号)
- イ 資金状況調べ(様式第8号)

(2) 提出期限

概算払承認通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第10号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行の際現に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行の際現に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

別表 1

		補助の対象		補助率（額）	重要な変更	
事業の区分		経費			経費の配分の変更	事業の内容の変更
水産業活性化対策事業	1 漁港小規模局部改良事業	市町が行う漁港の小規模な局部改良事業に要する経費		当該事業に要する経費の3分の1以内。ただし、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき指定された区域）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村）、半島地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域）及び離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域）の市町村で行われる事業においては、当該事業に要する経費の5分の2以内	施設ごとの事業費の額の30パーセントを超えるもの	1 施設位置又は計画法線の変更 2 施設の規模又は能力の20パーセントを超える変更 3 施設の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる施設の構造の変更
	2 水産業共同施設整備事業	市町、市町若しくは水産業協同組合が組織する団体又は水産業協同組合及び水産業従事者が組織する団体が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 水産業基幹施設整備事業 (2) 水産業活性化施設整備事業 (3) 水産業関連機械設備整備事業		当該事業に要する経費の3分の1以内	1 経費の欄に掲げる経費の相互間における流用 2 経費の欄に掲げる経費の施設ごとの事業費の額の30パーセントを超える増減	
水特産業別振興事業対策	1 漁港施設整備事業	市町が行う特定漁港漁場整備事業に要する経費		当該事業に要する経費に別表2に定める補助率を乗じて得た額の範囲内	施設ごとの事業費の額の30パーセント（当該経費の額の30パーセントに相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円）を超える変更又は2,000万円のいずれかを超えるもの	
	2 漁港海岸整備事業	市町が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 海岸保全施設整備事業 (2) 津波・高潮危機管理対策事業 (3) 海岸環境整備事業				

別表2

事業名	区分			補助率
漁港施設整備事業	特定漁港漁場整備事業	第1種漁港	本土	10分の2.5。ただし、津波避難対策緊急事業計画に係るものであって津波からの避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路（以下「避難経路」という。）の整備に要する経費については、6分の1
			外郭水域	100分の2.5
			係留	100分の12.5
			離島 輸送用地	10分の2。ただし、津波避難対策緊急事業計画に係るものであって避難経路の整備に要する経費については、27分の4
		第2種漁港	10分の2.5。ただし、津波避難対策緊急事業計画に係るものであって避難経路の整備に要する経費については、6分の1	
		第3種漁港	10分の3。ただし、津波避難対策緊急事業計画に係るものであって避難経路の整備に要する経費については、5分の1	
		漁港海岸整備事業	海岸保全施設整備事業	高潮対策 侵食対策 海岸耐震対策 海岸堤防等老朽化対策
			離島	10分の3.5

	津波・高潮危機管理対策事業	10分の4。ただし、津波避難対策緊急整備事業計画に基づいて実施される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置（堤防スロープ等）に要する経費については、15分の4
	海岸環境整備事業	3分の1

静岡県水産業振興事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称

代表者 氏 名

(市町にあつては、市町長 氏 名)

年度において水産業振興事業 (事業) を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 金 額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)

円 - 円 = 円

2 事業の目的

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人 (カナ)

(注)

1 「(事業)」は、水産業活性化対策事業にあつては別表1の「事業の区分」欄に掲げる事業名を、水産業振興対策特別事業にあつては同表の「経費」欄に掲げる事業名を記載すること。

2 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第2号（用紙 日本産業規格A4横型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

事業の内容					工期		事業費	負担区分				備考
事業名	施設名	施設の規模概要	設置場所	事業主体	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日		県費補助金	市町費	その他	計	
							円	円	円	円	円	

(注)

- 「事業名」欄は、「経費」欄に掲げる事業名を記載すること。
- 「事業費」欄は、上段に全体事業費を括弧書きし、下段に補助対象事業費を記載すること。
- 「負担区分」の「県費補助金」欄は、申請額を記載すること。
- 「負担区分」の「その他」欄は、市町以外の事業主体が事業を行う場合で、市町の補助金がある場合は、その金額を記載すること。
- 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。また、軽微な変更により実績報告時に変更する場合も同様に記載すること。
- 備考欄には補助金に係る消費税仕入控除税額等について、これを減額した場合には減額した金額を記入し、その額がない場合には「該当なし」と、その額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A 4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額) 千円	前年度予算額 (本年度予算額) 千円	比 較		備 考
			増 千円	△減 千円	
県費補助金					
市町費					
その他					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額) 千円	前年度予算額 (本年度予算額) 千円	比 較		備 考
			増 千円	△減 千円	
計					

(注) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

静岡県水産業振興事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあつては、市町長 氏 名）

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた水産業振興事業
（ 事業）の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注）

1 「（ 事業）」は、水産業活性化対策事業にあつては別表1の「事業の区分」欄に掲げる事業名を、水産業振興対策特別事業にあつては同表の「経費」欄に掲げる事業名を記載すること。

2 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

実績報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあつては、市町長 氏 名）

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた水産業振興事業
（ 事業）が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注）

- 1 「（ 事業）」は、水産業活性化対策事業にあつては別表1の「事業の区分」欄に掲げる事業名を、水産業振興対策特別事業にあつては同表の「経費」欄に掲げる事業名を記載すること。
- 2 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

静岡県水産業振興事業費補助金概算払承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称

代表者 氏 名

（市町にあつては、市町長 氏 名）

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた水産業振興事業
（ 事業）の補助金の概算払の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 金 額 円
- 2 理 由
- 3 時 期

（注）

- 1 「（ 事業）」は、水産業活性化対策事業にあつては別表1の「事業の区分」欄に掲げる事業名を、水産業振興対策特別事業にあつては同表の「経費」欄に掲げる事業名を記載すること。
- 2 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第7号 (用紙 日本産業規格A4横型)

工事等出来高明細書 (事業)

年 月 日現在

施設名	補助事業に 要する経費	漁業基盤 整備事業費 補助金(A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 量 (A)-{(B)+(C)}		事業完了予定 年 月 日	備 考
			金 額	工事等 出来高	金 額	月 日現在 工事等 出来高	金 額	残 量		
	千円	千円	千円	%	千円	%	千円	%		

(注) 「(事業)」は、水産業活性化対策事業にあつては別表1の「事業の区分」欄に掲げる事業名を、水産業振興対策特別事業にあつては同表の「経費」欄に掲げる事業名を記載すること。

様式第9号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書（概 算 払 請 求 書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付額の確定（概算払承認）を受けた水産業振興事業（ 事業）の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（市町にあつては、市町長 氏 名）

（注）

- 1 「（ 事業）」は、水産業活性化対策事業にあつては別表1の「事業の区分」欄に掲げる事業名を、水産業振興対策特別事業にあつては同表の「経費」欄に掲げる事業名を記載すること。
- 2 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名
(市町にあつては、市町長 氏 名)

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた漁業基盤整備事業
(事業)の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり
報告します。

- | | | | |
|---|-------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3の額から2の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

(注)

- 「(事業)」は、水産業活性化対策事業にあつては別表1の「事業の区分」欄に掲げる事業名を、水産業振興対策特別事業にあつては同表の「経費」欄に掲げる事業名を記載すること。
- 以下の項目についても記載すること。
責任者 職・氏名
作成者 職・氏名